

地方譲与税（令和6年度3月期譲与）の概要

譲 与 税 目	地方揮発油譲与税※ ¹	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税※ ²	航空機燃料譲与税※ ³	特別とん譲与税	森林環境譲与税※ ⁵												
譲 与 総 額	地方揮発油税収入額の全額	石油ガス税収入額の1/2	自動車重量税収入額の357/1,000 (当分の間 431/1,000)	航空機燃料税収入額の2/13 (令和6年度 4/13)	特別とん税収入額の全額	森林環境税収入額に相当する額												
課 税 標 準 及び税率等	製造場からの移出又は保税地域 からの揮発油引取数量 5,200円/kℓ (本則税率 4,400円/kℓ) 〔 令和16年度～ 5,500円/kℓ (本則税率 4,700円/kℓ) 〕	石油ガス充てん場からの移出又 は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両 番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車自家用 (3年) 12,300円/自重0.5トﾝ	航空機に積み込まれた航空機燃 料の数量 26,000円/kℓ 〔 令和 6 年度 13,000 円/kℓ 〕	開港へ入港する外国貿易船の純 トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トﾝ 開港ごとに1年分一時納付 する場合 60円/トﾝ	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 〔 令和6年度から課税開始 〕												
譲 与 団 体	都道府県 市町村 (特別区含む)	都道府県・指定市	市町村 (特別区含む) 都道府県	空港関係市町村(特別区含む) 空港関係都道府県	開港所在市町村 (都を含む)	市町村 (特別区含む) 都道府県												
譲 与 基 準	○都道府県・指定市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積 ※財源超過団体に対する譲与 制限あり (前年度の普通交 付税の収入超過額の10分 の2又は当該団体の譲与額 の3分の2のいずれか少ない 額を制限) ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国 道・都道府県道の面積	○市町村 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積 ○都道府県 自家用乗用車 (登録車) の 保有台数 〔 譲与割合 〕 <table><tr><td>期間</td><td>市町村</td><td>都道府県</td></tr><tr><td>R 4 年度～</td><td>333/357 (407/431)</td><td>24/357 (24/431)</td></tr><tr><td>R16 年度</td><td>333/401 (407/475)</td><td>68/401 (68/475)</td></tr><tr><td>R17 年度～</td><td>333/416 (407/490)</td><td>83/416 (83/490)</td></tr></table> () 内は当分の間の譲与割合	期間	市町村	都道府県	R 4 年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)	R16 年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)	R17 年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)	○市町村 (4/5) 1/4 延べ重量 1/4 旅客数 1/2 騒音世帯数 ○都道府県 (1/5) 市町村と同様 ※令和6年度より、従来の着 陸料収入額に代えて、「航空 機の重量×着陸回数 (延べ重 量)」及び旅客数を譲与基準 として用いることとなり、激 変緩和措置 (5年間) を講じ ている。※ ⁴	開港への入港に係る特別とん税 の収入額に相当する額	○市町村 (9/10) 55/100 私有林人工林面積 20/100 林業就業者数 25/100 人口 ○都道府県 (1/10) 市町村と同様
期間	市町村	都道府県																
R 4 年度～	333/357 (407/431)	24/357 (24/431)																
R16 年度	333/401 (407/475)	68/401 (68/475)																
R17 年度～	333/416 (407/490)	83/416 (83/490)																
譲 与 基 準 の 補 正	人口、道路の種類・幅員等によ る補正 (昼間人口が多い団体は 別途補正)	普通交付税算定に用いる道路橋 りょう費の測定単位当たりの補 正率による補正	人口、道路の種類・幅員等によ る補正 (昼間人口が多い団体は 別途補正)	延べ重量、旅客数、空港の管理 の態様、空港の所在、騒音の程 度等による補正	なし	林野率による補正 (私有林人工林面積のみ)												
使 途	条件・制限なし	条件・制限なし	条件・制限なし	騒音による障害防止・ 空港対策等に関する費用	条件・制限なし	森林整備及びその促進に関する費用 市 町村の支援等に関する費用												
譲 与 時 期	6・11・3月	6・11・3月	6・11・3月	9・3月	9・3月	9・3月												
令和5年度 譲与実績額	2, 2 2 3 億円	4 5 億円	2, 9 8 1 億円	1 4 3 億円	1 1 5 億円	5 0 0 億円												
令和6年度 地財計画額	2, 1 5 3 億円	4 3 億円	3, 0 1 3 億円	1 4 3 億円	1 1 4 億円	6 4 1 億円												

※1 令和16年度から揮発油税から地方揮発油税に税源移譲し、その増額分を地方揮発油譲与税の新譲与分として、都道府県に対して自家用乗用車（登録車）の保有台数で按分して譲与することとされている。

※2 自動車重量譲与税の譲与総額は、自動車重量税の収入額に対して令和4～15年度は357/1,000（当分の間431/1,000）、令和16年度は401/1,000（当分の間475/1,000）、令和17年度以降は、416/1,000（当分の間490/1,000）とされている。

※3 航空機燃料譲与税の譲与総額は、航空機燃料税の収入額に対して令和5～6年度は4/13、令和7～8年度は4/15、令和9年度は2/9とされている。

※4 令和6年度は着陸料収入額40/100、延べ重量5/100、旅客数5/100、騒音世帯数50/100の譲与割合により譲与することとされている。

※5 令和6年度は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額を譲与することとされている。